

三農農企発第231号
令和6年8月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三股町長 木佐貴 辰生

市町村名 (市町村コード)	三股町 (45341)
地域名 (地域内農業集落名)	第6地区 (蓼池・餅原・前目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域では、高齢化や跡継ぎ不足等の問題により、担い手農家は減少傾向にある。
- ・地域の主幹作物として、ヒノヒカリ、ミナミユタカ、加工米などが作付けされている。主な水供給の手段としては、ポンプでの汲み上げであるが、水の確保が不安定である。
- ・一部用水路が壊れているところもあるが、修理が追いついていない。自力で修理を行いたいが、技術的な問題や作業量を考えると無理がある。
- ・耕作可能な作物は湿田のため、今後も主食用米か飼料用米のみの耕作の状況が続くと思われる。畠地への転換は土地柄的に厳しい。
- ・山に近接している地域のため、鳥獣害の被害が毎年多く、猟友会等の協力も引き続き必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・新規就農者の確保や農地所有適格化法人の参入を促すことによって、担い手農家不足の解消を図る。また、専業農家では所得面から不安があるため、兼業農家の参入を促す施策の検討を行政側が行う必要がある。
- ・「田植え教室」など農業を体験する場を提供することで、農業の魅力を発信する。
- ・圃場環境の整備を一部の人のみでなく、行政も含めて地域全体で取り組む姿勢が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	303 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	303 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

